

## 「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）第1期（案）」の概要

鳥獣保護管理法第7条の2に基づき策定

### 1 作成の目的

県内に生息するサルについて、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、サルによる被害を防止し、人とサルとの適切な棲み分けを実現する。

### 2 本計画の期間

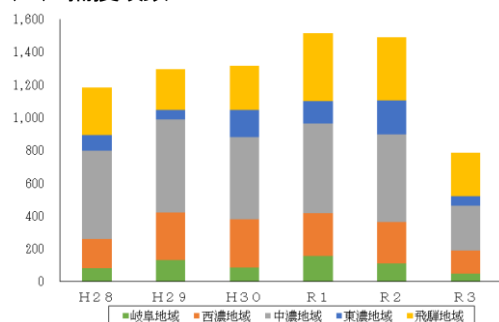
R5～R9（5年間）

### 3 現状

#### (1) 生息動向

- ・ 160群れ、4,010～5,460頭の生息を推定（県による出没カレンダー調査）
- ・ 群れごとに加害レベルを判定  
加害レベル4以上の群れ：26群れ  
内訳：岐阜5 西濃6 中濃9 東濃1 飛騨6

#### (2) 捕獲頭数



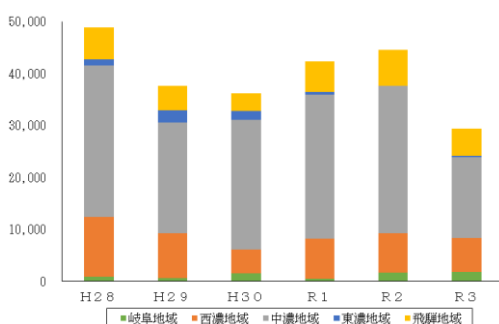
R3年度：786頭

捕獲頭数が多い市町村

高山市	191頭(24%)
郡上市	155頭(20%)
揖斐川町	74頭(9%)
関市	73頭(9%)
下呂市	54頭(7%)

( )は県全体に占める割合

#### (3) 農作物被害額



R3年度：29,363千円

農作物被害額が大きい市町村

郡上市	7,595千円(26%)
美濃市	3,164千円(11%)
関市	3,066千円(10%)
下呂市	2,568千円(9%)
関ヶ原町	2,242千円(8%)

( )は県全体に占める割合

### 4 管理の目標（本計画期間内の目標）

- ・ 群れの加害性を低下させ、人とサルとの軋轢を解消することを基本的な考え方とする。
- ・ 現状において、サルの被害対策は、被害防止捕獲、被害防除対策、生息環境管理が実施されており、群れの加害性の低下をより効率的に行うためには、3つの方策のほか、個体数調整捕獲を実施することが必要
- ・ 本計画期間内において、県は市町村に個体数調整捕獲の周知を図り、導入が進むよう支援する。
- ・ 市町村は現状において実施している3つの方策を継続しつつ、個体数調整捕獲の実施を検討し、群れの加害性の低下に努める。

## 5 捕獲に関する事項

### (1) 個体数調整捕獲

#### ① 群れの状況の把握

- ・ 県による出没カレンダー調査の結果（群れの分布、個体数、加害レベル）を市町村に提供
- ・ GPS首輪による行動特性の把握、直接観察による個体数調査により群れの詳細を明らかにする。

#### ② 群れの状況に応じた捕獲

- ・ 頭数、構成（性別、成・幼獣）を明らかにした群れの捕獲は、加害レベルを考慮して、「群れ捕獲」、「部分捕獲」、「選択捕獲」を適切に選択

### (2) 被害防止捕獲

## 6 被害防除対策に関する事項

誘因物の除去、防護柵の設置、地域主体の追い払い、普及啓発・人材育成

## 7 生息環境管理に関する事項

隠れ場所の除去、奥山森林の整備

## 8 モニタリング調査等

捕獲・農作物被害、生活環境被害、現状把握のためのモニタリング調査、自然群の分布状況

## 9 その他管理のために必要な事項

対策連携会議の開催、ハナレザルへの対応

## \* 策定スケジュール

- ・ 1月6日、2月16日 学識経験者等協議
- ・ 1月12日 自然環境保全審議会（諮問）
- ・ 1月13日～2月11日 パブリックコメント
- ・ 2月下旬 自然環境保全審議会（答申）